

さいたま市告示第 1771 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び第 55 条第 1 項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「支援法」という。）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条及び第 55 条第 1 項の規定による医療支援給付のための医療を担当する指定医療機関又は指定施術機関から、変更等の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 及び支援法第 14 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 11 月 28 日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
コンパス訪問看護大宮西口	所在地変更	さいたま市大宮区桜木町4-702-1-3階	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目419-8 アストライズ大宮ビル3階	R7.10.6

指定医療機関

名称	所在地	辞退年月日
東大宮かきうち歯科	さいたま市見沼区東大宮 5－2－1 3 齋藤第一ビル 1 階	R7. 12. 31
サクラスクエア大宮歯科・矯正歯科	さいたま市大宮区桜木町二丁目 9 0 2 番地 大宮サクラスクエア 3 階	R7. 11. 10

指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
むとう整形外科	さいたま市南区白幡４－２１－７ 武蔵浦和医療ビル２階	R7.9.30
順子デンタルクリニック	さいたま市大宮区櫛引町１－７３４ 佐藤ビル１階	R7.9.30
大宮薬局	さいたま市大宮区大門町１－９３ 大宮大門町ビル１Ｆ（Ｂ）	R7.9.30
もりもり薬局	さいたま市岩槻区本町３－１６－２－１	R7.9.30
こびなた在宅クリニック	さいたま市岩槻区本町１－３－１１ 原田ビル１階	R7.9.30
樋口歯科医院	さいたま市中央区上落合３－１３－１９	R7.9.30